

別紙標準様式（第7条関係）

会議録

会議の名称	令和3年度第1回枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童福祉施設認可審査部会
開催日時	令和3年8月23日（月） 午後1時30分～
開催場所	市役所別館4階 第4委員会室
出席者	会長：大西 雅裕 副会長：富岡 量秀 委員：荒 義重、仲 光男、肥田 時子
欠席者	
案件名	(1) 認定こども園への移行調査の結果について（報告） (2) 幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可（令和4年4月）について 宇山光の子保育園
提出された資料等の名称	資料1 認定こども園への移行調査の結果について 資料2 幼保連携型認定こども園認可審査表及び添付資料 参考資料1 委員名簿 参考資料2 関係法令等抜粋 参考資料3 保育施設の整備状況及び待機児童数等の推移 参考資料4 市内施設位置図
決定事項	幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可1件について意見を聴取した。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」が含まれるため。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	—
所管部署（事務局）	枚方市 子ども未来部 私立保育幼稚園課

審 議 内 容

【会長】

ただいまより、令和3年度第1回枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童福祉施設認可審査部会を開催します。

冒頭、事務局より説明等、よろしく願いいたします。

【事務局】

皆様、こんにちは。子ども未来部長の横尾でございます。令和3年度第1回枚方市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 児童福祉施設認可審査部会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はご多忙のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。また、平素は、本市の子育て支援行政にご理解、ご協力いただきまして、重ねてお礼申し上げます。

ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症が急激に拡大しており、本市におきましても連日多くの感染者が確認されている状況でございます。このような折、本日は対面での会議という形で開催をさせていただきましたが、今後の感染状況によりましては、次回以降の開催方法につきましては、会長とご相談の上、形態については検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

さて、保育施設におきましても、このコロナの関係では大きな影響を受けており、本市では感染対策の強化を目的に、保育士等に対するワクチンの優先摂取や抗原検査キットの配付、また陽性の職員が判明し臨時休園となる場合には、クラスターの発生を事前に防止するという観点から、全職員にPCR検査を実施するなど、子どもの安全や安心に配慮しながら、保育の提供を続けております。

この間、保育現場では、感染防止のための消毒をはじめ、様々な負担をかけている状況でございますが、改めて、社会経済活動を支えている保育施設の重要性について感じているところでございます。

さて、本市では、「めざせ！！通年のゼロ」を目標に、保育所等の入所枠の拡大を進めてきた結果、令和3年度当初におきましては、昨年度に引き続き、国基準に基づく待機児童0人を実現いたしました。年度途中におきましては、既に待機児童が発生しております。

本市といたしましては、年度当初だけではなく、通年での待機児童の解消を目指し、これまでの私立保育所の建替えに合わせた定員増に加え、新たな取組といたしまして、令和3年3月末に閉園した蹉蛇西幼稚園を改修し、本年10月に「臨時保育室」として開設するなど、さらなる待機児童対策の取組を推進しているところでございます。

本日の案件では、認定こども園への意向調査の結果についてご報告させていただくとともに、令和4年4月に幼保連携型認定こども園への移行予定の施設について、ご意見をお伺いするものでございます。認可に当たりましては、定員増という待機児童対策としての側面だけではなく、子どもたちによりよい保育環境を提供するという観点も非常に重要であると考えております。

各委員の皆様におかれましては、限られた時間ではございますが、子どもたちにとって最善

の利益が守られますよう、それぞれのお立場から活発なご意見をいただきますことをお願いいたします。私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

【事務局】

続きまして、本日の会議についてご説明をさせていただきます。

本日の委員の出席状況ですが、委員5人のうち、5人全員にご出席いただいております。「枚方市社会福祉審議会条例」第7条第3項の規定に基づき、本審査部会が成立していることをご報告させていただきます。

委員の皆様は前年度から変更ございませんが、事務局として出席している職員につきまして、人事異動により一部職員に変更がございますので、改めて紹介をさせていただきます。

(事務局紹介)

なお、審査部会の庶務につきましては、私立保育幼稚園課が担当させていただきます。

【会長】

ありがとうございます。

本日の案件ですが、認定こども園への意向調査の結果について報告を受けるとともに、幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可についてご審議いただきたいと考えております。

時間は、15時までを予定しておりますが、緊急事態宣言が発出されている中でもあります。審議案件が1件ですので、できるだけ長時間同じ空間にいる密の状態を避けるためにも、可能な限りスムーズに審議を進め、審議が終わり次第終了したいと思います。活発な意見交換はしたいと思いますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、事務局から資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

(配布資料の確認)

【会長】

それでは、続きまして、会議の運営事項について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

(参考資料2に基づき、会議の運営事項について説明)

【会長】

ありがとうございます。ただいま事務局から会議の運営事項についての説明がございましたが、本審査部会は、本日の案件について、枚方市情報公開条例に基づく非公開事項を取り扱う

ことになるということです。そのため、非公開事項に関連する部分もあると思いますが、各委員の皆様には忌憚のないご意見をいただくようお願いいたします。

なお、会議録については、委員からの発言については、非公開部分について削除する等して公開するということが妥当であると考えますが、皆様、それでよろしいですか。

(異議なし)

【会長】

それでは、そのように取扱いさせていただきます。

続いて、本日の会議録、ホームページ等の公開する際の発言者の個人名の記載についてですが、先ほどもありましたように、原則は記載するということですが、より活発な意見交換を行うために、発言者名は会長と委員という記載が適当と考えます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

【会長】

それでは、会議録の発言者名は会長と委員という記載にさせていただきたいと思います。

続いて、本審査部会の位置づけ、会議の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

(参考資料2に基づき、会議の進め方について説明)

【会長】

ありがとうございます。

事務局の説明のとおり、各施設の認可については、認定こども園法等の規定に基づき、市の責任において決定されますが、委員の皆様におかれましては、それぞれの専門的な見地から、ご意見、ご質問等をいただき、新たに設置される施設がよりよいものになるように、ご協力をお願いします。

また、本日、会議に先立ちまして、委員に、申請者の経理関係について確認をいただいておりますので、お気づきの点がありましたら、質疑の中でご意見等をいただきたいと思います。

それでは、早速ですが、次第に従いまして、報告事項として案件の1、認定こども園への意向調査の結果について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、案件1、認定こども園への移行調査の結果について、ご報告させていただきます。お手元の資料1「認定こども園への移行調査の結果について」をご覧ください。

本内容につきましては、令和3年7月中旬に、私立の保育所43園、私立幼稚園9園で認定こども園への移行調査を実施し、その結果を取りまとめた資料となっております。幼保連携型

認定こども園として移行する場合は、本認可審査部会においてご意見をお伺いすることになりますので、私立保育所及び私立幼稚園の今後の移行予定について、現時点での各施設の意向をご報告させていただくものです。

まず、(1) 令和5年4月の移行予定と回答した施設についてです。

私立保育所43施設中全て「移行しない」との回答となっております。

私立幼稚園9施設につきましても、9施設全て「移行しない」との回答となっております。

(2) 令和6年4月の移行予定につきましては、

私立保育所は「移行する予定」が10施設、「移行しない」が33施設。

私立幼稚園は、「移行する予定」が1施設、「移行しない」が8施設となりました。

令和6年度に移行予定としている施設が複数ある理由としましては、平成29年の国からの通知「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」の中で、既存施設からの移行の特例等について示されております。既存施設から幼保連携型認定こども園へ移行する場合の特例について、経過措置が認められることとされており、この移行特例の内容等につきましては、令和6年度の経過を目途に特例の適用状況等を勘案し、内容を検討することとしております。そのことを踏まえまして、面積基準等において幼保連携型認定こども園の基準を満たしていない施設においても、既存施設の基準を満たしていれば、移行の特例として適用されます。よって、この特例が適用される令和6年度中に移行しておきたいと考えている施設が多く、このような結果が出ております。

認定こども園への移行につきましては、現時点では年度途中の待機も発生していることから、保育所から認定こども園へ移行する場合は、現時点の2・3号の定員を減らすことなく、1号の定員を設定するよう依頼しており、1号の定員を持つことで、親の就業等の状況に変更があっても同じ園に通っていただくことができることとなります。また、幼稚園から認定こども園へ移行する場合は、新たに2号・3号の受け皿を確保することができますので、市としましては、今後の保育需要等を見ながら、その都度検討していきたいと考えております。

なお、現時点で、認定こども園への移行が本市として進んでいない理由としましては、保育所、幼稚園の共通で考えられることとして、移行を検討するに当たり、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化が落ち着いたタイミングで移行を検討すると考えておられる施設が多かったのですが、無償化が落ち着いた後に、コロナの感染拡大の影響を受け、保育現場の環境が大きく変わったことから、コロナ禍において認定こども園への移行をするには、職員等の事務の負担が大きいと考えて躊躇しておられるという状況がございます。加えて、本市の幼稚園は1園を除いて、大阪府から運営に係る補助金を受けている私学助成園となりますが、移行に当たって、事務の大幅な変更や増大等に不安があるといった声を聞いております。

簡単ではございますが、案件1、認定こども園への移行調査の結果について、ご報告させていただきました。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、今説明がありました認定こども園への移行調査の結果について、何かご意見やご質問ございましたら、お願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

認定こども園への移行は特例措置の期間である令和6年度まで延期している施設が多いようですが、事務局の説明にありましたとおり、認定こども園は家庭の状況の変化に伴って2号認定から1号認定に変わったとしても、退所せずに引き続き同じ園に通うことができますので、認定こども園に移行したほうが子どもの生活環境の変化の面ではいいと考えられます。移行すると事務量が多くなるというお話でしたので、少しでも事務が簡素化できるようになればいいのですが、現状で考えますと、コロナ禍であり、子どもたちの健康の問題や、子どもが家庭内で感染するというようなことも聞きますので、コロナ禍での対応で本当に苦慮している状態だろうと思いますので、致し方ないのかなとは考えますが、何かこれについてご意見ございますか。

特に意見はないでしょうか。特に意見がないということですので、移行調査の結果等については、以上とさせていただきます。

それでは、案件2 幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可、令和4年4月についての宇山光の子保育園の認可に伴っての件でございますが、この件について、事務局より説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

【事務局】

それでは、案件2、幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可について、ご説明をさせていただきます。

対象施設の宇山光の子保育園は、現在保育所として運営している施設を、幼保連携型認定こども園に移行するものです。

早速ですが、認可申請書等をご覧ください。一番初めの審査表の項目及び資料について簡単にご説明をさせていただきます。

まず、審査表につきましては、申請者から提出された申請書類を事務局において市で定めている基準条例や関係法令に照らして確認をしております。確認をした内容について、職員配置や施設・設備基準、土地・建物の所有関係のほか、教育・保育時間や全体計画など、運営に関する事項などについて整理したものとなっております。

まず、この審査表の各項目の内容について、事務局で確認した点を説明させていただきます。

なお、各項目のこの審査表の一番右の添付資料の欄に、確認の際の根拠となる添付資料の番号を記載しております。この番号は資料のインデックスの番号と一致しますので、説明の際、または説明後に実際に資料をご確認いただければと思っております。添付資料の一覧の書類名については、審査表の次、目次のインデックスが貼ってあるページに添付書類一覧に記載しておりますので、ご参照ください。資料の最後の40番には、法人が使用するマニュアル類も添付しております。そちらもご確認いただきまして、ご意見等をいただけたらと考えております。

目次の次の資料は「申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間」となっています。審査の具体的な基準を記載しております。その次から法人から提出のあった幼保連携型認定こども園設置認可申請書となっております。

それでは、審査表に戻っていただきまして、順次ご説明をさせていただきます。

まず、審査表の基本事項としまして、対象施設ですが、幼保連携型認定こども園は、就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、以下「認可法」と言わせ

ていただきます、第 12 条におきまして、設置主体は「国・自治体・学校法人・社会福祉法人」と規定されております。その下に、設置主体・施設名称・施設住所・園長氏名・定員を記載しております。定員は歳児ごとの人数を記載しております。現在は 130 名の定員で保育所を運営されておりますが、幼保連携型認定こども園へ移行するにあたり、新たに 1 号を 15 名設定し、2 号・3 号児につきましても 35 人の定員増を行い、合計 180 名の定員で運営予定です。

この定員の表の下に、配置基準を記載しております。歳児ごとに、条例等で求めている必要な保育教諭を記載しております。0 歳児は児童 3 人に対して保育教諭 1 人、1 歳児は児童 5 人に対して保育教諭 1 人、これは国基準の 6 人に 1 人より本市の条例で手厚い配置としております。2 歳児は児童 6 人に対して保育教諭 1 人、3 歳児は 20 人に対して 1 人、4 歳児・5 歳児は児童 30 人に対して保育教諭 1 人となっております。4・5 歳児は合算となりますが、各歳児の小数点第 1 位まで計算し、四捨五入して 20 人の保育教諭が必要となっております。

次に、その下の確認事項に入らせていただきます。

1. 定員の項目ですが、こちらは待機児童対策の観点から、保育を必要とするこどもに該当する園児の割合を市として待機児童の多い 3 歳未満児を 4 割以上設定することを求めており、対応していることを確認しております。

2. 教育保育を行う期間及び時間ですが、「開園時間、教育時間、保育時間、教育週数」については、各基準を満たしていることを運営規程等で確認をしております。

3. 保育の全体計画ですが、お手元の A 3 の「社会福祉法人イエス団幼保連携型認定こども園宇山光の子保育園 教育・保育課程 2022 年（案）」をご覧ください。この計画につきましては、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき計画を作成されていることを確認しております。

本計画の一番左上の「イエス団憲章」、その右横に「ミッションステートメント 2009」と記載しておりますが、これは法人の理念を掲げており、ミッションステートメントは 2009 年に制定されまして、その後、本理念を引き継いでおられます。この当該理念に基づき、この全体の計画を策定されております。

それでは、再度認可審査表にお戻りいただけますでしょうか。

先ほどの保育の全体計画の下です。4、子育て支援事業については、幼保連携型認定こども園は子育て支援事業を 1 つ以上実施していただくことが必須となっており、本園は地域の方に対し、交流の場を提供されております。

インデックスの番号 10「子育て支援事業計画書」をご覧ください。子育て広場「ひかりの子」を実施されております。毎週水曜日、地域の子どもや保護者に対し、子育て相談や、遊びの提供を行っておられます。また、月に 1 回は地域子育て相談員を配置し、子育てについて相談できる体制を整えておられます。ですので、本項目は確認済みということで丸印をつけさせていただきます。

それでは、再度、認可審査表にお戻りいただきまして、5、職員についてですが、保育教諭について配置基準以上に配置されているかどうかですが、インデックスの番号 11 の資料「職員配置及び学級編制計画書」で、教育保育に従事する基準上必要な職員について記載されております。

なお、職員配置がローテーション上適切か、また資格について、保育士または幼稚園教諭の

免許を有しているかどうかはインデックスの11・12の資料で確認をしております。

この計画書を1枚めくっていただきまして、「職員配置」の表をご覧ください。

基準上必要な職員数は20人となっており、先ほどの職員一覧から非常勤職員については、常勤換算をした上で、配置職員数は24.7人配置していることを確認しております。また、幼保連携型認定こども園の保育教諭については、幼稚園教諭及び保育士資格の両方の免許を保有する必要があります。ただし、移行特例として、令和6年度末まではいずれか片方の免許保有者であればよいとなっております。

先ほどの職員一覧の表の中で、ナンバー15、16、17の職員につきましては、片方の免許しか保有しておりませんが、当該職員につきましては保有していない免許をいつごろ取得する予定かを示す書類としまして、インデックス17の資料を提出していただいております。片方の免許のみお持ちの3名の方につきましては、今後2年から3年以内、令和6年度末までに計画的に資格を取得予定であることを確認しております。

審査表にお戻りいただきまして、先ほどの職員の調理員、園医等については、職員の調理員・園医等について配置していることを添付書類において確認しております。

6. 園長の資格等については、インデックス番号19の「履歴書」や、「園長となるべき者の資質証明書」において確認をしております。

7. 学級については、1学級の園児数は3歳児の25人以下、4歳児以上の園児は35人以下としていることを添付書類で確認をしております。また、3歳児以上のクラスには担任を1人以上配置していることを確認しております。

それでは、8番の設備の基準についてです。基本情報としまして、「建物は自己所有、土地については市から無償貸与」となっております。

設備では、園舎、保育室等の面積、園庭の3つの基準については、図面等において全て基準を満たしていることを確認しております。

審査表3ページ目の設備の有無につきまして、「調理室・保健室・便所・職員室・乳児室またはほふく室・保育室・遊戯室・飲料水用設備・手洗用設備及び足洗用設備」につきましても、全て配置していることを確認しております。

9. 保育室等を2階以上に設ける場合については、当該園は現在平屋ですが、建て替え後3階建てとなる予定です。保育室等を2階以上に設ける場合の基準については、まず2階の場合の基準については、「耐火建築物」であり、常用で屋内階段、避難用として屋外階段を設置していることを確認しております。また、幼児の転落防止設備についても設置予定と確認しております。

3階にも保育室を設けておりますので、3階の場合の基準については、常用で「特別避難階段」避難用として「屋外階段」を設置していることを確認しております。また、地上または避難階に直通し、かつ幼児の避難に適した屋内階段と屋外階段があることを確認しております。調理場の基準や、壁、天井が不燃材料、幼児の転落防止施設「非常警報器具」「非常警報設備」について、また消防機関へ火災を通報する設備、カーテン、敷物等が防災処理されているものを使用するかどうか確認しております。

10. 園庭につきましては、当該園は屋上に園庭を設けておりますが、屋上に園庭を設ける場合の基準に対して、各要件に該当することを申請書類等で確認をしております。

それでは、お手元の平面図をご覧ください。

図面の説明に入る前に、昨年度の第1回の本認可審査部会におきまして、本園の整備内容についてはご説明をさせていただいており、委員の皆様にもその際ご確認いただいております。今回は詳細な説明は省略させていただきます。図面の1枚目が1階の平面図となっております。

今回の整備では仮設園舎を建てずに、現園舎で保育を行いながら、敷地内に新園舎を建設する形で工事を行っております。今は、この図面上、屋外遊戯場となっているところが園舎になり、建物があるところが屋外遊戯場となる予定です。つまり、園庭に園舎を建て、建築後、今の園舎を解体するという流れで建て替えを行っております。

1階の平面図をご覧ください。

1階には0歳児から2歳児の保育室が配置されております。当該園は、リフレッシュ目的などにより、一時的に在園児以外のこどもを預かる一時預かり事業を行っており、1歳児室の隣に一時保育室で引き続き事業を行う予定としております。北側の広い部分の屋外遊戯場につきましては、新園舎建築後、今の園舎を解体した後に設置をします。今ある遊具につきましては、トラック周辺に設置する予定としております。西側の2歳児の保育室の周辺には畑やビオトープ、自然がある小さな森を作り、自然と触れ合えるスペースを作る予定です。また、築山やどろんこ砂場がある砂場ハウスもこの西側に作る予定としております。

次のページをめくっていただきまして、次が2階の平面図になります。

2階には3歳児の保育室を配置してありまして、遊戯室と3歳児の保育室は可動間仕切りで、広さの調整が可能となっております。ホール2と書かれてある部分については、絵本コーナーを作る予定としております。また、この2階の屋外庭園、屋外園庭につきましては、組立て式のプールを設置し、夏場以外は、幼児クラスの運動遊びを行う遊びの空間として利用予定としております。

次のページ、こちらが3階の平面図となっております。4歳児と5歳児の保育室を設置しており、他に3歳児児童支援室を設置しており、ここは3歳児以上で配慮が必要な園児の居場所として使用してまいります。なお、左の屋外園庭につきましては、4歳児、5歳児が自由に行き来できるものであり、ウッドデッキは3分の1程度としまして、中央は花壇や野菜作りのスペースとして活用してまいります。同じくホール3と書いてあるところがありますが、こちらにはおもちゃ棚を設置しまして、この交流スペースでも遊びが展開できるようにする予定ということとなっております。

続いては、また先ほどのつづりの審査表の4ページ目をご覧ください。

11. 食事の提供方法につきましては、自園調理を実施していることを確認しております。

12. 情報の開示につきましては、当該園を利用される方に対して、添付してる「重要事項説明書」や「入園のしおり」等において情報を開示・提供されていることを確認しております。

13. 入園する園児の選考につきましては、インデックス番号33の資料「選考方法等計画書」において、入園する園児の選考を公正に行い、特別な配慮が必要な園児の受入れに適切に配慮していることを確認しております。

続きまして14. 園児の健康安全の確保につきましては、インデックス番号34の資料「園児の健康及び安全確保計画書」におきまして、園児の健康や安全を確保するために、疾病予防や防災、防犯に対して適切な体制をとっていることを確認しており、感染症の予防につきまして

は、近年のコロナ禍においてコロナの感染症の発生に備え、マニュアルも作成されております。マニュアルに基づき適切な対応をとっていることを確認しております。

15. 運営状況の点検等については、インデックス番号 36「運営状況の点検または評価等計画書」において、自己評価を行い結果の公表をしていること、苦情を受ける窓口を設置していることを確認しております。

16. 経済的基礎については、先ほど大西会長からもお話がありましたように、仲委員に申請者の経理関係について確認をいただいております。

17. 認こ法第 17 条第 2 項の各号に規定する事項に該当しないかにつきましては、インデックス番号 39「該当しない誓約書」が提出されております。

18. その他、法令等に定める基準については満たしていることを確認しています。

19. 移行特例の適用状況につきまして、一つ該当がございます。保育教諭の資格につきまして、職員の資格要件の際にもご説明いたしましたが、保育士資格及び幼稚園教諭の資格の両方の免許を保有することとなっておりますが、移行特例として、令和 6 年度までは片方の免許を保有していれば保育教諭になることができるということで、本園の職員の中で片方の免許のみを保有している職員が 3 名おりますので、本特例に該当します。ただし、令和 6 年度中までにもう片方の免許を計画的に取得していただくことを確認しております。

以上長くなりましたが、説明は以上となります。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、説明のありました、宇山光の子保育園の幼保連携型認定こども園への移行に伴う認可についてですが、ご意見、ご質問等ありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

【委員】

決算書を先ほど確認しましたが、簡単に申しますと、この「イエス団」は、全国規模の法人で本部の所在地は神戸市になります。全体的な収支でいうと、一般の会社でいう売上高が年間 70 億円程度あります。保育所以外にも老人保健施設や障害者施設等、様々な施設を幅広く運営しています。基本財産についても、大体 160 億円程度剰余金があり、余裕がある状態です。今回審議される宇山光の子保育園が赤字になっても法人として補填はできるので、運営上は問題なく経理面では安心だと思ひます。

思想的なところは分かりませんが、この「イエス団」の憲章や、ミッションステートメントをインターネットで見ると、近代日本において、キリスト教を広められる他にも、生活協同組合等の様々な活動をされてきたのが創始者の賀川氏だということでございます。財務諸表的、企業的には特に問題もなく、今まで私もいろいろ見させてもらいましたが、比較的大きい規模で安定している法人ではないかなと思ひます。以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。

賀川豊彦氏が中心になって活動していたところをバックアップにしながら進めているキリ

スト教を母体にした法人ですが、結構色々な活動をしております。先ほども委員からご説明ありましたように、コープこうべの創始者の一員であるということでもありますので、結構色々なところとつながりもあります。連携も取れていて、非常に規模の大きい、安定経営がなされているところだというようなことです。ありがとうございます。

ほか、何かございますでしょうか。いかがでしょう。

非常に細かいところですが、職員の資格免許の保有の件で、片方だけの資格をお持ちの方もいらっしゃると思います。保育士資格のみお持ちで、幼稚園教諭を取得するということですが、どんな方法でいつまでに取得されるかというのは、資格取得見込書に記載されていますが、どういう方法を考えているかというところまでは別段記載されて無かったでしょうか。

【事務局】

この資格取得見込書では、幼稚園教諭養成校で受講して2年以内や3年以内に取得見込みということで書かれており、そういった養成校で取得していただくという内容となっています。

【会長】

そうすると、ある程度取得については考えられていらっしゃるということですね。

【事務局】

はい。

【会長】

見る時間も短いので、なかなか見れていませんが、マニュアルも大阪府から出ているものをそのままコピーして挟み込んだりしており、マニュアルは一応きちんと揃ってはいますが、宇山光の子保育園でどういう対応をするのかというあたりが見えてこない部分があると思います。それは全体的な計画においても同じで、なかなか具体的にこの地域にある宇山光の子保育園としてはどういうことをしていくのかという、具体性が見えてないかなというような気はします。もう少し具体的にお書きいただければいいかなというように思います。

【委員】

今会長が言われたようなところが全体的に、また教育保育課程のところにも見えてくるようになると、すごく宇山光の子保育園の特徴が出てくるのかなと思います。恐らく色々な指摘があり、今の内容になっていると思いますが、今は一般的なところをすごくざっくりと書かれているところがあります。三つの視点と5領域につながるというところは、1歳児以降は5領域ですが、3歳児、いわゆる幼児や乳児のところ一旦展開があるので、5領域のところ、その辺も見えてくるといいのかなと思います。今は一般的な同じような文言がずっと記載されており、少しずつキーワードは入っていますが、教育のところをいくと、いわゆる「主体的で対話的な深い学び」について、文部科学省ではその組立てで一つ一つの活動のカリキュラム、モデルカリキュラムを出していますので、恐らくそういうものを参考にされながら、一つ一つの活動を組立てていかれると思います。例えばこの5領域のところをベースにしながら、いわゆる

全体として、「主体的で対話的な深い学び」カリキュラムの組立てのベースになると思うので、どう組立ての中心にしていくのかっていうものも見えてこない、文部科学省の人とか、それどうしたのって、気になる人はもしかしたら気になるかもしれないと思います。

【会長】

ありがとうございます。
ほか、いかがでしょうか。

【委員】

公立と違って私立は、宗教とか何か理念を持って運営されているところが多いので、それに合わない子どもたちはうちの方針とは合わないというようなことを言われたとか、言われるということを聞いたことがあります。提出資料に記載しているように、いわゆる支援が必要なお子さんに対してもきちっと支援していくことをしていただければ、そういうことをしていくというのがキリスト教の教えの中の一貫なのかも分かりませんが、素晴らしいことかなと思います。

【会長】

ありがとうございます。
社会福祉法人のこの「イエス団」の場合、多種多様な施設を経営しており、障害者施設も、近くの東大阪にもございます。そういうところでやはりノーマライゼーションという考え方を基本的にしっかり持っておりますので、多分この宇山光の子保育園でも同じことがされると思います。すごくいい施設になるのかなというように思います。

【委員】

今施設についてお話がありましたが、新園舎の図面とかもすごくよく面白い組立てをされているのかなと思います。例えばその2階と3階の2か所ある屋上園庭について、2階の部分は例えばプールもあり、運動遊びとかということもありますが、3階のところは菜園やウッドデッキとか色々組立てられていると思います。使い方面白いと思うのは、園舎のところの真ん中のところにホール1とかホール2となっている部分があります。ここは一見すると広めの廊下ですが、いわゆる中間領域的なところもあえて入れているので、もし中間領域をうまく使うというような具体的なイメージがあるとすると、うちでは園庭やこういう建物なので、こんなことをやっていきますよ、と恐らくそれが保育の全体的な計画に表れてくると思います。せっかく色々な組立てを考えておられるので、もう少し欲張ったところでいうと、それをうまく活用するようなイメージを早く組立てていただくと、恐らく保育の全体的な計画にもうちはこんなことをやりたいんですよっていうのが出てくると思います。せっかくいい設計の計画をされていると思うので、何かそのあたりが、早く実際に運営される方のイメージと施設のイメージが合ってくるといいかなと思います。

気になるところでいうと、敷地の制約上や敷地の組立て上の話であれば、今さらと言われるかもしれませんが、計画で何故このような形の配置になっているかという、さっきご説明

があったように、現行の園舎を稼働させながら現地で建てるからですが、実はこの敷地だけで考えたら、計画のように北面ではなく、既存の園舎のように南面の園庭のほうがいいわけです。なぜそれを言うかということ、例えば今1階の平面図を見たときに、図面でいうと、皆左側の2歳児保育室の前あたりにいろんな遊具とか砂場とか考えられていますが、実はここは日陰になります。日陰になったときに、例えばそこで水遊びとか泥遊びをすると、実は乾きにくいんです。ただ園舎と近くでそういう遊びができるのは、すぐ園舎に入れて、小さい子なんかは特にそのままお部屋でお着替えできるので、とてもいいわけですよ。だけど南面であれば、実は割と乾きやすい。しかもこれだけ広いと、一工夫なり、あるいはその辺の位置を考えていただく。屋外競技場のところでトラックの場所を考えておられるみたいですが、もしその辺考える余地がもしあれば、日陰とかで例えば水を使ったときにどこら辺が乾きやすいかなとか、その辺考えていただいて、日当たりのこととかも考えていただくと、これだけ園庭に余裕があるので、うまくその辺配置していただけたらなと思います。なぜそんなふうに言うかということ、さっきの話のことがあるので、園舎の使い方と保育の全体的な計画があまりリンクしていないとなると、往々にしてそういうことも起きてくるので、もし園舎の内容と使い方がイメージできていれば、もう分かっていますという話になるかもしれないですが、もしそのあたりにお考えとか、対応できるのであればそういうふうにしていただけると、運営していくときに、ずっと水でべちゃべちゃのままだったのが少しは解消されるなど、色々なことが少しでも良くなればと思います。南側に園舎がきて北側に園庭がくるという配置は、この敷地での工事の条件となるので、仕方ないのですが、その配置もうまく活用もしていただけるようなことがあると面白いですね。せっかくこうやって考えていただいているので、うまく機能していただけたらと思います。

【会長】

ありがとうございます。
その辺はどうでしょう。

【事務局】

工事のほうは始まっていますので、今委員がおっしゃっていただいたように、運営の中でどんな工夫ができるのかというところで、今いただいたご意見について園のほうにはお伝えして、いろいろと考えていただければと思います。

【会長】

ありがとうございます。
ほか、ございますか。

【委員】

地域支援のことを書かれています、私が担当している地域にも保育所があり、保育所と地域との交流をその保育所が色々お手伝いしてくれています。毎月1回子育てサロンを開催しており、その保育所から保育士が来られて、子育てサロンで子育ての色々な相談に乗っていただいたり、子どもさんと遊んでいただいたりしています。それと月に一度、地域で喫茶店を開催し

ており、年齢に関係なく色々な方が参加されますが、その保育所から保育士さんが来られて、子育ての色々な相談に乗っていただいたりしており、そういった活動を積極的にしていただき、非常に助かっています。現状この宇山光の子保育園と地域との地域支援の内容を、定期的に年間でこういう利用や活動をしていますというように、もう少し具体的に書いていただいたら良いものになるのかなと思っております。

【会長】

ありがとうございます。

そうですね、全体的な計画の中に地域性については、宇山まつりと書いてありますが、ほかのところとの交流ですね、具体的なところでの交流とが見えてきづらいので、その辺も今後は具体性を持って書いていただけるといいと思います。

今この図面を見せていただいたときに、自転車置き場がすごく多いですが、車で来られることはないのでしょうか。、駐車場があるのかなというのは気になりました。

【事務局】

駐車場はこの図面でいうと、北側でございます。

【事務局】

民間の駐車場の一部を保育園が借上げておられる形であり、具体的な台数が何台かまでは今お答えできませんが、北側に加え、東側にも駐車場があり、保育所の中では比較的多いという印象は受けます。

【会長】

現に今、送迎が車の方はどれぐらいいるのでしょうか。感覚的なものでもいいのですが、多いのでしょうか。

【事務局】

そうですね。表門側が結構交通量の多い道路になりますので、感覚ですみませんが、車での送迎は多く、比較的広域から通われているという印象です。

【会長】

自転車置き場の場所を多くとりすぎているのであれば、園庭にできれば、先ほど委員からあったように、もう少しこの辺の有効活用はできればいいかなと思ったりもするのですが。

【事務局】

どちらかがもしかしたら職員用かもしれないので、必要な台数かどうかはまた確認します。

【会長】

ありがとうございます。

何か、ほかにご意見ございますか。よろしいでしょうか。

なければ、質疑に関しましては以上という形にさせていただきます。ありがとうございました。

案件の2は今終了させていただきました。事務局におかれましては、各委員からの意見を踏まえて、よりよい子どもの保育、または子どもの最善の利益は尊重できるように、申請者への色々な確認や、または修正のほうの対応をよろしくお願いします。

なお、本日のご意見で、事務局との調整が必要なものについては、会長の私のほうに一任させていただきます。よろしいですか。

(異議なし)

【会長】

ありがとうございます。

では、本日の案件は以上ということになります。ほかにも何か事務局から、何かございますでしょうか。

【事務局】

委員の皆様、審査いただきまして、誠にありがとうございました。

事務局から2点ありまして、まず本日審査いただきました案件につきましては、委員の皆様からいただいたご意見、ご質問を踏まえ、今後、事務局で認可の手続を進めてまいります。保育所の開始手続も必要となりますので、前回資料では2月ごろに認可予定とお示ししておりましたが、2月を待たずに手続ができ次第、認可手続を行いたいと考えております。認可の結果及び各委員からのご意見への対応については、改めて委員の皆様にも郵送等でお知らせさせていただきます。

また、本日の会議録についてですが、会議録はできた時点で委員の皆様にお送りさせていただきますので、内容の確認をお願いします。会議録については、各委員の確認後、内容を確定し、市ホームページ等で公表いたします。

最後に、今後の予定についてご報告させていただきます。

今後、認可審査部会の開催につきましては、次回は令和3年12月ごろを予定しております。案件といたしましては、令和4年4月以降の保育所等の認可予定について、民営化に係るものが1件ございます。

内容は、市立渚保育所の民営化に伴う認可について、昨年度の令和2年12月にご審議いただき、令和3年4月から、渚ゆりかご保育園として認可をしております。令和4年4月には、市立渚西保育所を民営化するとともに、先に民営化した渚ゆりかご保育園と統合し、新園舎で保育を開始します。統合後、新たな保育所として認可を行う必要があります。内容について審議いただきたいと考えております。

次回の認可審査部会の開催日程につきましては、もう少し日程が近づきましたら、改めて皆様に照会させていただいた上で、決定次第、お知らせします。よろしく申し上げます。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、これもちまして、令和3年度第1回の枚方市社会福祉審議会、児童福祉専門分科会、児童福祉施設認可審査部会を終了したいと思います。ありがとうございました。